

# 取締役の指名に関する方針と手続き

## 1. 取締役会の構成

- ・取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な人材で構成され、精通する事業分野や知識・経験・資格・能力等についてバランス及び多様性を持ち、取締役会全体としての客観性、透明性、健全性を確保する。
- ・取締役会は取締役による有効な討議ができるよう、適切な人員数を維持する。
- ・取締役会は、取締役8名以内とし、当社が独自に定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たす社外取締役を過半数選任する

## 2. 取締役の指名を行うに当たっての基本方針及び選定基準

### (1) 基本方針

取締役は、株主からの経営の委任に応えその職務と責任を全うできる者、当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上に貢献できる者、当社グループの歴史・企業文化・社員特性等のほか、当社グループの置かれた経営環境・競合の動向等をよく理解している者の中から、適任者を取締役候補者として選定する。この方針に基づき、以下にかかげる各基準も踏まえ、指名・報酬委員会及び監査等委員会による適切な審議を経て、取締役候補者を決定する。

なお、社内取締役は、経営の意思決定及び業務執行の監督に携わる者としてふさわしい経歴、能力、リーダーシップ、中長期的視野及び高い倫理観と順法精神を持つ者の中から、人格、経験、当社の取締役としての在任年数等も総合的に勘案し、候補者とする。

社外取締役は、(4)記載、当社の定める独立性判断基準に該当し、かつ次のいずれかの高度な専門知識や豊富な経験を有する者の中から、人格、他社役員の兼任状況、当社社外取締役としての在任年数等を総合的に勘案し、候補者とする。また、取締役のうち、過半数を独立した社外取締役として選任する。

- ・弁護士等の法律の専門家
- ・税務又は会計の専門家
- ・会社の経営に関与した経験を有する者
- ・法務、税務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者
- ・その他上記各項目に準じた経歴又は能力を有する者

### (2) 監査等委員でない取締役選定基準

- ①人格に優れ、当社グループの経営に有益な高い見識・豊富な経験を有する。
- ②時代の動向や市場の変化を的確に捉え、専門とする事業・分野からの客観的な意見を、全社的な見地に立ち発言できる。
- ③当社の経営理念に基づき、当社の持続的成長と企業価値向上への貢献が期待できる。

- ④ 社外取締役については、企業経営・リスク管理等の分野に関する知見及び豊富な経験を有し、当社の定める「独立性判断基準」に抵触しない。
- ⑤ 過去に会社法 331 条 1 項 3 号に列記する法令違反を犯し、または現にその容疑・嫌疑に基づく関係当局の捜査等の対象とされている者ではないこと。

### (3) 監査等委員である取締役の選定基準

- ① 人格に優れ、監査等委員の職務を遂行するうえで必要な高い見識・豊富な経験を有する。
- ② 中立な立場から客観的に取締役の職務執行を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる。
- ③ 社外監査等委員は、監査等委員会の半数以上とし、企業経営・法律・税務・財務会計・リスク管理等の分野に関する知見及び豊富な経験を有する。
- ④ 過去に会社法 331 条 1 項 3 号に列記する法令違反を犯し、または現にその容疑・嫌疑に基づく関係当局の捜査等の対象とされている者ではないこと。

### (4) 社外取締役の独立性判断基準

当社の社外取締役(監査等委員を含む)候補者は、東京証券取引所の定める独立性の要件のほか、当社が独自で定める以下の独立性判断基準に基づいて、幅広い多様な人材の中から決定するものとする。社外取締役の選任にあたっては、取締役会全体の能力・知識のバランスに配慮し、ダイバーシティの面で偏りを少なくすることを考慮したうえで決定する。

- ① 当社の経営理念を理解する者
- ② 人格識見に優れ、専門分野における高度な知識と豊富な経験を有する者
- ③ 当社取締役としての受託者精神を十分に理解し、高い自己規律に基づいて経営管理及び事業運営を公正に監督しつつ、的確又は適切な意見を述べることができる者
- ④ 会社法第 331 条第 1 項各号に定める取締役の欠格事由、社外取締役が監査等委員である場合には会社法第 331 条第 3 項に定める兼任禁止規定に該当しない者
- ⑤ 会社法 2 条第 15 号に定める社外取締役の要件を充足する者
- ⑥ 当社の取締役として機能することが困難となるような過度の兼任を行っている状況にない者
- ⑦ 現在又は過去において当社グループの取締役・監査役(社外を除く)、執行役員、使用人でないこと
- ⑧ 現在及び過去において当社グループの主要株主(議決権所有割合 10%以上の株主をいう)でないこと
- ⑨ 当社グループの主要取引先の取締役・監査役、執行役、執行役員又は使用人でないこと
- ⑩ 当社グループを主要取引先とする者の取締役・監査役、執行役、執行役員又は使用人でないこと
- ⑪ 当社取締役が取締役を兼任する企業のグループ会社にて、現在又は過去において取締役・監査役、執行役、執行役員又は使用人でないこと

## (5) 取締役の解任基準

次に挙げる基準に一つでも該当した場合、取締役の解任に関する議案として株主総会に上程する。

- ①法令、定款、その他当社グループの規定に違反し、当社グループに多大な損失又は業務上の支障を生じさせた場合
- ②取締役の選定基準に定める資質を欠くことが明らかになった場合
- ③当社グループにおいて著しい業績不振を招いた場合
- ④担当事業又は担当領域において著しい業績不振を招いた場合
- ⑤反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められた場合
- ⑥公序良俗に反する行為を行った場合
- ⑦健康上の理由やその他理由等により職務遂行に著しい支障が生じた場合

## (6) 取締役及び執行役員の選任・選定の手続き

取締役候補者の指名に当たっては、代表取締役社長が必要に応じて関係役員と協議の上、候補者案を作成し、取締役会から指名・報酬委員会へ諮問する。指名・報酬委員会は候補者案について十分に審議して取締役会へ答申し、取締役会の決議にて取締役候補者を決定し、取締役の選任に関する議案を株主総会に提出する。

執行役員及び子会社役員の選任に当たっては、代表取締役社長が候補者案を作成し、取締役会にて十分に審議し、取締役会から指名・報酬委員会へ諮問する。指名・報酬委員会は候補者案について十分に審議して取締役会へ答申し、取締役会の決議にて決定する。